

# 令和7年度 鳥羽志摩中学生総合体育大会

## 実施要項

主 催 : 鳥羽志摩中学校体育連盟  
後 援 : 鳥羽市教育委員会 志摩市教育委員会  
期 日 : 令和7年5月10日(土)～7月6日(日)

競 技	期 日	開 催 会 場
野 球	6月 7日(土)	長沢球場
	6月 8日(日)	
	6月14日(土)	
サッカー	5月10日(土)	鳥羽東中学校グラウンド
	5月17日(土)	
	6月 7日(土)	
女子バレーボール	6月14日(土)	文岡中学校体育館
バスケットボール	6月15日(土)	鳥羽市民体育館
ソフトテニス	6月14日(土)	阿児ふるさと公園
	6月15日(日)	
男子卓球	6月15日(日)	磯部ふれあい公園
	6月22日(日)	阿児アリーナ
女子卓球	6月14日(土)	大王中学校体育館
バドミントン	6月 7日(土)	鳥羽東中学校体育館
柔 道	6月 7日(土)	鳥羽市武道館
剣 道	5月10日(土)	鳥羽市武道館

注) 総合体育大会ではあるが、屋外競技においても天候や各会場の状況により「実施」「延期」の判断が異なる。

## 1. 大会出場規定

### (1) 大会参加資格

- ① 鳥羽志摩中学校体育連盟に加盟する中学校や地域スポーツ団体等に在籍する生徒とする。
- ② 鳥羽志摩中学校体育連盟の大会で日時が異なっていれば複数競技への参加を認める。
- ③ 大会参加資格は、「令和7年度 鳥羽志摩中学校体育連盟 各種大会出場規定」に準ずる。

### (2) 複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程

#### ① 合同チームの規定

この規定は、少人数の部活動による単独チームの編成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義および競技力向上を第一の目的とするチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チームで参加する場合は、「令和7年度 鳥羽志摩中学校体育連盟 各種大会出場規定」の合同チーム編成条件を満たしていることが必要である。

#### ② 拠点校方式チームの規程

この規程は、地域の実情において、すべての中学生が運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わう機会を保障するためのものである。あくまでも生徒の活動保障であり、勝利至上主義および競技力向上を第一の目的とする拠点校であってはならない。なお、拠点校で参加する場合は、「日本中学校体育連盟 拠点校活動規程」の条件を満たしていることが必要である。

## 2. 開催、延期の決定について

- ① 降雨等の影響でグラウンドコンディションが不良な場合は、大会を原則として、延期とする。但し、天候の回復が見込まれる場合は、試合開始時刻を遅らせて大会を開催する。これらの判断は、各専門部で行う。
- ② 鳥羽市定期船が濃霧等の発生で運行できない場合や雷注意報が発表された場合等は、鳥羽志摩中体連本部が協議し、実施、又は延期の判断を行う。
- ③ 熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、延期とする。
- ④ 予定通り開催できる場合は、原則連絡をしない。また、開催、延期等の情報については、鳥羽志摩中体連のホームページに掲載する。

### 1) 各競技専門部

- ① 大会当日の5時45分までにグラウンド状況等を確認し、大会実施の判断を行う。その後、鳥羽志摩中体連本部へ連絡する。
- ② 大会の延期、順延、又は試合開始時刻変更等の連絡は、大会長、養護教諭、専門部員、出場校、審判員、競技会場等に連絡する。  
※順延・延期をした場合、養護担当が代わる可能性がある。
- ③ 濃霧等の影響により、試合開始時刻が変更となった場合は、各専門部で大会実施の判断をする。

### 2) 鳥羽志摩中体連本部

- ① 各専門部の判断、鳥羽市定期船の運行状況、雷注意報、熱中症アラート等を確認し、6時00分頃に実施・延期の判断を会長・副会長・各校理事・各競技専門部長に連絡する。  
※濃霧等の影響により、定期船が通常運航できない場合は、鳥羽市定期船課のホームページに6時30分頃に掲載される。そのため、最大6時30分まで待機する可能性がある。

## 3. 大会の運営について

### (1) 開閉会式（開始式含む）

開会式（開始式）と閉会式では、大会長に挨拶をお願いすること。また、会場の使用上の注意や避難経路等についても周知しておく。

全校の参加を基本とするが、各校の参加人数については各専門部の判断とする。

閉会式では、成績発表や表彰等を適宜省略し、生徒の帰宅時間が遅くならないように努めること。

## （2）連絡・報告・会計処理（専門部長）

① 合同チームや拠点校方式チームでの参加がある場合は、「鳥羽志摩中体連各種大会出場規定」と「三重県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」を確認し、鳥羽志摩中体連本部に報告する。

② 大会要項を専門部会 3 日以内に鳥羽志摩中体連本部へ PDF で提出する。

※定期船を利用する生徒がいる競技（専門部）については、欠航になった場合の対応について、大会要項に記載すること。

※雷注意報等の対応について、大会要項に記載すること。

※サスペンデッドゲーム（一時停止試合）について、大会要項に記載すること。

※熱中症対策について、大会要項に記載すること。

※表彰状の枚数等（表彰状の種類、枚数）を記載する。

③ 大会結果【速報】は、大会実施日の 17 時 00 分までに鳥羽志摩中体連本部へ提出する。

④ 大会結果【詳細・事故報告】は、大会終了後速やかに鳥羽志摩中体連本部へ PDF で提出する。

⑤ 会計報告書を、大会終了後速やかに所属校の理事へ提出する。所属校の理事は、会議等で鳥羽志摩中体連本部（会計担当）に提出する。

※「大会要項」「大会記録（速報）」「大会結果（詳細）」等の提出先

【 [toshityutairen00@outlook.jp](mailto:toshityutairen00@outlook.jp) 】

## （3）優勝旗返還

各競技の前年度優勝校は、優勝旗を当日会場まで持参し、優勝旗返還を開会式（開始式）で行う。

## （4）棄権（団体競技）※個人競技は、救済措置により、オープン参加等を認める。

団体競技で棄権する場合は、当日でも可能であるが、その可能性がある場合は、事前に鳥羽志摩中体連本部・専門部長に状況を伝えておくこと。

・学校閉鎖 ⇒ 棄権

・学年、学級閉鎖 ⇒ 該当学年、学級以外の生徒でチーム編成ができ、出場可能な場合は出場できる。  
ただし、学校長が「棄権」と判断する場合もある。

## （5）表彰

表彰は、団体競技、個人競技ともに 3 位までとする。ただし、参加校が 8 校未満の競技は 2 位までとし、4 校未満の競技は 1 位のみとする。各競技の大会要項に表彰について記載すること。

大会結果は、後日鳥羽志摩中体連のホームページ、新聞等に掲載する。支障のある場合は、鳥羽志摩中体連本部まで事前に連絡をすること。

優秀選手は、各競技最大 10 名とし、人数については各専門部で判断する。

## （6）緊急時の対応（けが、熱中症等への対応）

大会期間中、生徒の健康状態の把握につとめ、参加者の健康管理の事前指導を必ず行うようにする。急病や大ケガについては、救護担当の手を借りて応急処置を施し、顧問・引率者等が速やかに医療機関へ搬送する。なお、該当校の学校長、家庭への連絡も速やかに行なうこと。

専門部長は、状況報告も含め中体連会長、及び理事長への連絡も必ず行うこと。

※医療機関等については、別紙参照

#### 4. 災害時の対応

地震・台風等に対して何らかの警報・注意報が出された場合は、以下の安全対策に基づいて行動すること。

##### (1) 大会開始前

- ① 在宅中の場合には、自宅にて安全を確保させる。大会当日6時00分の段階で発表されている場合は、その日の競技は全て実施せず、延期とする。
- ② 会場への移動中は、速やかに帰宅するものとする。なお、公共交通機関を使用している場合は乗務員の指示に従うこと。

##### (2) 大会開催中

- ① 直ちに競技を中断し、その場で待機するか、帰宅するか、安全な場所に避難するか状況を各競技の大会長が判断して、最も安全と思われる方法を指示する。

##### (3) 警報・注意報が解除された場合

- ① 解除された場合でも、交通機関、通信手段等、相当な社会的混乱が予想されるため、大会の開催等については鳥羽志摩中体連本部で協議する。

##### (4) 落雷事故防止について

- ① 落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中断し、危険性が無くなると判断されるまで、安全な場所に選手またはその関係者を避難させる等、安全確保を最優先事項として常に留意する。

※落雷の予兆

雷鳴が聞こえる ・ 稲光が見える ・ 急に真っ黒な雲が近づいてくる、急に雨やあられが降ったりする 等

- ② 大会当日に雷注意報が発表されている場合は、気象庁の「雷ナウキャスト」等で天候情報を確認し、大会を中断するかどうか判断すること。
- ③ 落雷による事故を未然に防ぐために、事前に情報収集しておくこと。
  - ・ 前日及び当日の天気予報（特に突発的な豪雨や雷雲等）
  - ・ 活動場所と避難場所の位置確認

##### (5) 判断・報告

- ① 天候が急変したときの対応（雷、大雨等）は、大会長、専門部長で協議し、中断等の判断をする。
- ② 専門部長は、大会の実施、延期等について必ず中体連会長及び理事長に報告をすること。

#### 5. 熱中症対策

- ① 熱中症は未然に防止できることや、生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
- ② 学校及び指導者は、生徒の健康管理を適宜適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個人に講じるとともに、プリント等を活用して生徒・保護者にも繰り返して注意を喚起すること。
- ③ 各専門部に熱中症対策費を支給し、氷やスポーツドリンク等の準備をする。また、各校の顧問は、参加生徒の体調把握に努め、適切な休憩や塩分・水分補給を促すとともに、熱中症対策として必要な物品を準備すること。（経口補水液、体温計等）

- ④ 大会期間中、熱中症が疑われる症状が見られる参加者が発生した場合は、大会長、専門部長、養護教諭、該当校顧問が綿密に連携を取り、参加者の安全を最優先に考えた対応をとること。
- ⑤ 屋外競技において、日陰がない会場では、テント等の準備をすること。
- ⑥ 活動場所のWBGT値を定期的に（1時間に1回程度）測定すること。
- ⑦ 場内アナウンス等により、参加者へ熱中症の注意喚起を行うこと。
- ⑧ 活動場所のWBGT値が31℃以上の場合は、一時中断し、延期又は再開する等を検討すること。再開と判断した場合は、競技開始時間や実施方法の変更、クーリングタイム等の対応を柔軟に行うこと。その際、選手にとって不利益とならないように十分に注意する。

## 6. その他

### (1) 不適切な指導の根絶

- ① 体罰、暴言、セクハラ等について、十分に留意し、適切な指導・対応を行っていくこと。